分　析　表

推計新規入院件数、推計平均在院日数
及び推計1入院当たり医療費

一般に、入院医療費に関しては、下記に示す方法により推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計１入院当たり医療費を算定することができる。この分析表は、その方法を用いて国保被保険者の入院についての推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計１入院当たり医療費の令和４年度の状況を都道府県、業種別にまとめたものである。

○推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計１入院当たり医療費の算定方法

入院受診延日数は次の１．で示すように推計新規入院件数（前月以前に退院した者が当月再入院した場合を含む）と推計平均在院日数（次の２．の関係を用いて入院の１件当たり日数から算定した平均在院日数）の積に分解できる。

したがって、次の３．で示すように入院医療費は「推計新規入院件数」（入院発生），「推計平均在院日数」（入院期間）及び「入院の1日当たり医療費」（入院単価）の３要素の積に分解でき、さらに、推計新規入院件数と推計1入院当たり医療費（推計平均在院日数に入院の1日当たり医療費を乗じて得た1入院当たり医療費）の積に分解できる。

１．入院受診延日数と推計新規入院件数、推計平均在院日数の関係

入院受診延日数＝推計新規入院件数×推計平均在院日数

推計新規入院件数＝入院受診延日数÷推計平均在院日数

２．1件当たり日数と推計平均在院日数の関係

$$\text{推計平均在院日数} = 1\text{件当たり日数} \times \frac{\text{月の日数} - 1}{\text{月の日数} - 1\text{件当たり日数}}$$

$$1\text{件当たり日数} = \text{推計平均在院日数} \times \frac{\text{月の日数}}{\text{月の日数} - 1 + \text{推計平均在院日数}}$$

月の日数＝当該期間の日数÷当該期間の月数

３．入院医療費の３要素分解と推計1入院当たり医療費の関係

推計1入院当たり医療費＝推計平均在院日数×入院の1日当たり医療費

入院医療費＝入院受診延日数×入院の1日当たり医療費
＝推計新規入院件数×推計平均在院日数×入院の1日当たり医療費
＝推計新規入院件数×推計1入院当たり医療費

４．推計平均在院日数に関する留意事項

（１）国民健康保険事業年報の推計平均在院日数と病院報告の平均在院日数もしくは患者調査の退院患者平均在院日数には次に示すような違いがあるため数値が異なることがある。

①入院患者の範囲の違い
病院報告及び患者調査の対象となる患者には医療保険適用及び公費負担医療の患者以外

に、国民健康保険事業年報には含まれないその他（正常な分娩や検査入院、自賠責保険、労災、自費診療など）の患者が含まれる。

②算定方法の違い
国民健康保険事業年報の推計平均在院日数は入院の１件当たり日数から算定する。病院報告の平均在院日数は在院患者延数と新入院患者数、退院患者数から算定する。患者調査の退院患者平均在院日数は退院患者が実際に入院した期間の平均である。

③退院日が含まれるかどうかの違い
国民健康保険事業年報の入院受診延日数には退院日も含まれるが、病院報告の在院患者延数には退院日の患者は含まれず、患者調査の入院期間にも退院日は含まれない。

④当月中に退院・再入院した患者の入院日数を通算するかどうかの違い
当月中に退院・再入院した患者について、退院までの入院日数と再入院以後の入院日数は、国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では１回の入院の入院日数として扱い、通算する。
病院報告の平均在院日数と患者調査の退院患者平均在院日数では別々の入院の入院日数として扱い、通算しない。

（２）入院期間中に外泊した場合、外泊期間の日数は入院受診延日数に含まれ、外泊期間中の患者の延数も同様に病院報告の在院患者延数に含まれる。

（３）国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では、入院期間中に加入する医療保険制度を変更した場合、変更前後で別のレセプトに計上されるため、連続した入院として扱われないこととなる。

（参考）具体的な計算手順
①レセプト統計から入院の１件当たり日数を計算する。
１件当たり日数＝受診延日数÷レセプト件数

②推計平均在院日数を１件当たり日数を用いて、上記２．の方法により計算する。
なお、「月の日数」は、令和４年度（365日）分の統計なので、365÷12（30.4日）とする。

③推計新規入院件数を、上記１．の方法により計算する。

④推計１入院当たり医療費を、上記３．の方法により計算する。

分析表 都道府県、業種別推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の状況

	1人当たり入院医療費		100人当たり推計新規入院件数		推計平均在院日数		入院1日当たり医療費		推計1入院当たり医療費	
	順位	実数（円）	順位	実数（件／百人）	順位	実数（日）	順位	実数（円）	順位	実数（円）
北海道	15	172,699	14	13.53	31	31.83	12	40,089	26	1,275,971
青森県	39	135,959	38	11.28	35	30.86	17	39,070	42	1,205,549
岩手県	25	152,268	32	11.60	10	39.38	39	33,328	15	1,312,479
宮城県	30	148,402	22	12.34	36	30.71	16	39,173	44	1,202,984
秋田県	17	170,810	19	12.64	11	39.13	36	34,538	11	1,351,466
山形県	22	159,550	25	12.04	20	35.28	21	37,567	14	1,325,438
福島県	36	143,195	24	12.04	28	32.56	27	36,514	45	1,188,849
茨城県	46	118,829	45	10.21	40	29.58	15	39,340	46	1,163,568
栃木県	41	134,436	43	10.41	24	34.38	22	37,556	21	1,291,241
群馬県	33	146,169	36	11.41	21	35.18	28	36,400	25	1,280,634
埼玉県	44	124,759	46	9.80	41	29.46	7	43,213	27	1,273,076
千葉県	42	129,389	44	10.30	38	29.97	9	41,925	31	1,256,671
東京都	47	118,474	47	9.58	46	27.32	2	45,277	37	1,236,771
神奈川県	43	127,910	41	10.53	45	27.61	5	44,012	41	1,215,023
新潟県	26	152,089	35	11.45	12	38.37	35	34,627	12	1,328,821
富山県	19	167,788	12	13.65	23	34.66	33	35,468	38	1,229,171
石川県	11	181,555	11	13.68	14	38.06	34	34,864	13	1,327,045
福井県	13	175,929	7	14.06	25	33.97	25	36,835	33	1,251,358
山梨県	38	140,721	37	11.38	26	33.58	24	36,838	36	1,237,035
長野県	35	144,152	33	11.54	32	31.74	14	39,364	34	1,249,293
岐阜県	37	142,087	30	11.69	37	30.38	13	40,011	40	1,215,556
静岡県	40	135,358	42	10.44	30	32.33	11	40,092	18	1,296,118
愛知県	45	119,648	40	10.58	47	25.18	4	44,934	47	1,131,373
三重県	23	153,809	29	11.74	19	35.61	26	36,799	16	1,310,412
滋賀県	31	148,020	26	11.95	42	28.51	6	43,447	35	1,238,474
京都府	24	152,328	27	11.78	44	27.91	1	46,342	20	1,293,599
大阪府	34	145,510	34	11.52	43	28.04	3	45,044	28	1,263,044
兵庫県	28	151,414	28	11.77	34	30.93	10	41,598	22	1,286,437
奈良県	32	146,788	31	11.65	39	29.84	8	42,206	30	1,259,613
和歌山県	29	148,584	23	12.19	33	31.71	20	38,434	39	1,218,575
鳥取県	14	175,128	13	13.64	27	32.95	19	38,979	23	1,284,285
島根県	4	206,049	3	15.15	13	38.13	32	35,679	9	1,360,492
岡山県	12	176,257	8	13.97	29	32.36	18	38,996	29	1,261,831
広島県	21	159,843	21	12.35	18	35.77	29	36,185	19	1,294,242
山口県	3	211,809	6	14.22	1	46.51	43	32,022	1	1,489,345
徳島県	9	187,992	18	13.22	2	46.41	47	30,639	2	1,422,098
香川県	10	183,550	16	13.34	9	40.89	37	33,633	7	1,375,426
愛媛県	18	168,076	15	13.43	22	35.07	31	35,695	32	1,251,641
高知県	7	194,846	9	13.92	7	41.91	38	33,388	6	1,399,304
福岡県	20	162,863	20	12.43	17	36.57	30	35,815	17	1,309,831
佐賀県	2	213,912	4	15.08	4	43.37	40	32,698	3	1,418,216
長崎県	6	197,660	5	14.61	5	43.31	44	31,230	10	1,352,696
熊本県	8	189,707	10	13.81	6	42.84	42	32,071	8	1,373,972
大分県	5	203,885	1	16.93	16	37.34	41	32,249	43	1,204,297
宮崎県	16	171,120	17	13.33	8	41.14	45	31,213	24	1,284,147
鹿児島県	1	214,439	2	15.23	3	45.22	46	31,128	4	1,407,677
沖縄県	27	151,719	39	10.79	15	37.54	23	37,462	5	1,406,474
医師	2	56,613	5	6.49	3	12.50	2	69,806	1	872,650
歯科医師	6	50,050	3	6.65	2	12.87	6	58,481	6	752,373
薬剤師	5	50,735	6	6.37	6	11.85	3	67,235	4	796,637
一般業種	3	56,550	2	6.75	5	11.91	1	70,330	3	837,651
建設関係	1	64,506	1	7.56	1	13.39	5	63,752	2	853,748
全国土木	4	51,886	4	6.65	4	11.94	4	65,369	5	780,307
市町村		146,680		11.55		32.45		39,140		1,270,178
組合		59,282		7.11		12.87		64,748		833,520
合計		138,277		11.12		31.25		39,789		1,243,330

（注）１．１人当たり入院医療費及び１日当たり医療費には、食事療養・生活療養（医科）費用額は含まれない。

２．結果はある程度幅を持って受け止めるべきことに留意が必要である。